

がん検診

受診の流れ

1面に引き続き、がん検診の受診方法をお知らせします。

【問合せ】健康づくり課 健康係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)4207・FAX(5273)3930へ。

①受診には区のがん検診票が必要です

26年度以降に区のがん検診票を受診した方で、75歳以上の方には4月に、▼16歳〜74歳の方には5月に検診票をお送りしています。検診票をお持ちでない方は、電話で健康づくり課健康係または保健センターへ請求してください。健康診査がん検診のご案内(ともに郵送します。健康づくり課の窓口やインターネットの電子申請(新宿区ホームページからリンク)でも申し込みます。



②受けたい検診を実施している医療機関に問い合わせてください

医療機関一覧は検診票に同封しています。医療機関によっては予約が必要な場合もあります。

③問診欄を記入した検診票を持って受診してください

費用は受診時に支払ってください(29年度住民税非課税世帯の方は受診前に健康づくり課・保健センターの窓口で手続きを済ませてください。費用が免除されます)。



④後日、医師から受診結果の説明を受けてください

気になる所見あり

異常なし

医師の指示に従い、精密検査(★)を受けましょう。

定期的に検診を受けましょう。

★精密検査は、がんを早期発見・早期治療するために重要です。医師の指示に従い、必ず受診しましょう。

国民健康保険証の一斉更新

10月から新しい保険証になります

●9月30日までに新しい保険証を発送します。2年ごとの一斉更新です。有効期限が平成29年9月30日の保険証をお持ちの世帯には、9月30日(土)までに新しい保険証を簡易書留郵便で発送します。10月1日(日)からは新しい保険証をご使用ください。

新しい保険証の送付時期にご自宅を不在にする方へ

新しい保険証は書留郵便のため郵便受けに投かんされません。直接受け取る必要があります。

前年度以前の保険料に滞納がある場合は、期限の短い保険証または被保険者資格証明書を交付する場合があります。

▼新しい保険証は、29年8月25日(金)現在の国民健康保険資格情報・住民登録情報を基に作成します。住所が変わった方は戸籍住民課または特別出張所へ、就職・退職などで国民健康保険の資格に変更があった方は医療保険年金課または特別出張所へお早めに届け出てください。

▼保険証は個人カードです。同一世帯内に2名以上の被保険者がいる場合、世帯主の方宛てにまとめて郵送します。

中小企業にお勤めの方へ

福利厚生資金が利用できます

住居の移転、冠婚葬祭、出産、医療、不慮の災害などで臨時に資金が必要になった際に、低利で融資を受けられるよう金融機関にあっせんしています。

【対象】次の全てに該当する方

▼中小企業(従業員300人以下)に勤務している

▼区内在勤か、区内在住で都内に勤務している

▼現在の勤務先に6か月以上勤務している

▼住民税を滞納していない

※事業主(自営業の方を含む)の方は利用できません。

【貸付限度額】70万円(貸し付けは10万円以上で、10万円単位)

【貸付期間】3年以内(据置期間2か月を含む)

【29年度の利率】年1.6%

【取扱金融機関】中央労働金庫新宿支店

【問合せ】新宿(区勤労者・仕事支援センター)勤労者サービス課 ☎(3208)2311・FAX(3208)3100へ。

夏休み親子消費者講座

【問合せ】新宿消費生活センター ☎(5273)3834へ。

①食事をたのしむお箸生活

●消費生活センター委託講座
【日時】8月20日(日)午後1時30分～3時30分
【内容】マイ箸作りとお箸の使い方を競う「お箸名人ゲーム」、箸の歴史や使い方を学習
【持ち物】エプロン、手拭き、お持ちの方は学童用工作ナイフ

②こんにやく講座

【日時】8月21日(月)午前10時～12時
【内容】こんにやくいもの粉でこんにやく作り(作ったこんにやくは持ち帰り)
【費用】650円(材料費)
【持ち物】エプロン、三角巾、手拭き……………(以下共通)……………

【会場】新宿消費生活センター分館(高田馬場1-32-10)

【対象】区内在住の小学生と保護者、①は12組、②は16名

【申込み】往復はがきに4面記入例のほかお子さんの氏名・学年を記入し、①は8月7日(必着)までに新宿区消費者団体連絡会、②は8月5日(必着)までに新宿区消費生活モニターOB会(いずれも〒169-0075高田馬場1-32-10、新宿消費生活センター分館内)へ。応募者多数の場合は抽選。

消費生活に関する相談はお任せください! 新宿消費生活センター

消費生活センターの相談

相談場所はいずれも同センター(区役所第2分庁舎3階) ☎(5273)3830です。弁護士相談・多重債務特別相談は予約制です。事前に電話でお申し込みください。

◆消費生活相談(電話・来所)

相談電話番号 ☎(5273)3830

悪質商法のトラブルや解約時の困りごとなどについて、消費生活相談員が問題解決のための助言や情報提供をしています。

当事者間で交渉するための助言等を基本としますが、相談内容が複雑なもの、高齢などで事業者との交渉が困難な場合は、相談員が解決に向けあっせんします。

相談内容は、被害の拡大防止につなげ

るため、個人情報を除き、国民生活センターや全国の消費生活センターなどと情報共有します。

【相談日時】月～金曜日(祝日等を除く)

▶電話相談…午前9時～午後5時、▶来所相談…午前9時～午後4時30分

◆弁護士相談(来所/予約制)

消費生活相談(左記)後、さらに法律上の相談等が必要な場合に利用できます。

【相談日時】水曜日(祝日等を除く)午前9時～12時・午後1時～4時

◆多重債務特別相談(来所/予約制)

弁護士・区の職員等が、債務の整理や整理後の生活相談を、個別の状況に合わせてお受けしています。事前に相談員がお話を伺います。

【相談日時】毎月第4火曜日(祝日等を除く)午後1時～4時

新宿消費生活センター(第2分庁舎3階)では、区内在住・在勤・在学の方を対象に、消費生活に関する相談をお受けしています。また、情報誌「くらしの情報」の発行、消費生活に関する各種講座の開催もしています。

消費者講座・出前講座等のご利用を

消費生活センターでは、暮らしに役立つ多彩なテーマを取り上げて、区内の消費者団体や事業者と協力して講座を開催しています。「広報しんじゅく」や新宿区ホームページでご案内しています。

また、出前講座として、職場・学校・地域の学習会等へ消費生活相談員を講師として派遣し、消費者被害防止について解説します。

悪質商法被害防止ネットワークが地域の安全を見守っています

新宿消費生活センターは、区内の介護事業者や相談機関等と協力し、「悪質商法被害防止ネットワーク」を構築しています。ネットワークでは、高齢者や障害者の生活に密着したサービスを提供する事業者等が、業務中に気付いた悪質商法を新宿消費生活センターに通報します。

センターは被害情報の周知・注意喚起やトラブル解決のあっせんなどをします。

このネットワークによる通報・連携態勢で、悪質商法に狙われやすい高齢者などの被害の防止や早期発見を図るとともに、被害の拡大防止と救済につなげています。